
ご検討いただきたい内容について

- ① 県基準を策定する施設の種類
- ② 県基準の策定の考え方
- ③ 県基準（骨子案）

2022年11月29日（火）

愛知県環境局地球温暖化対策課

① 県基準を策定する施設の種類の種類

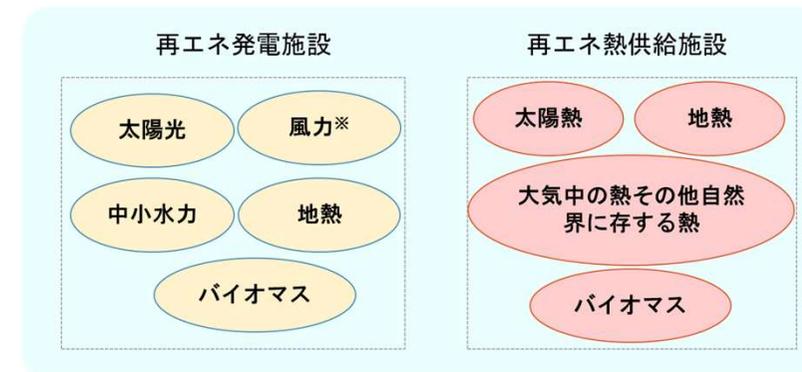
都道府県基準で定める事項は、地域脱炭素化促進施設の**種類ごと**に策定することとなっており、都道府県基準の策定に当たっては、対象とする施設の種類を選定する必要がある。

- **都道府県基準**は、国のマニュアルにおいて次のとおり示されている。
 - ・ **市町村の促進区域の設定に先立ち**、定めることが望ましいものであること
 - ・ 地域における広域的な適正な環境配慮を確保し、**累積的影響などの課題にも一定の配慮が可能**となること

このことから、以下の理由により、**太陽光発電施設**及び**風力発電施設**に係る基準を策定することとしたい

- 県内の市から促進区域の設定の意向が示されている
- 多くの市町村において、施設の設置等に関するガイドライン・指針等が策定されている
- 環境省から、促進区域等を定めるための具体的な解説や手順の例を示す資料として、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」が作成されている

※ 他の種類の施設については、促進区域の設定や都道府県基準の策定に係る具体的な解説や手順はまだ示されていない



【 国基準の策定の考え方 】

基準の種類	設定の考え方
除外区域（促進区域に含めない区域）	環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、 法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域 であって、当該区域内においては地域脱炭素化促進施設の立地を 原則認めない こととしている区域を定めている
考慮すべき区域	環境保全の支障を防止する観点から再エネの立地のために 一定の基準を満たすことが法令上必要 な区域を定めている
考慮すべき事項	環境保全の支障を防止する必要性が高い ものの、性質上区域での規制が行われていない事項を定めている

<国> 除外区域

自然公園法	国定公園 （特別保護地区、 第1種特別地域 ）
鳥獣保護管理法	国指定 鳥獣保護区 （ 特別保護地区 ）
（愛知県内に存在しない区域） ・自然公園法 国立公園、国定公園（海域公園地区） ・自然環境保全法 原生自然環境保全区域、 自然環境保全地域 ・種の保存法 生息地等保護区 （ 管理地区 ）	

<国> 市町村が考慮すべき区域・事項

区域	自然公園法	国定公園（上記以外の区域）
	砂防法	砂防指定地
	地すべり防止法	地すべり防止区域
	急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域
	森林法	保安林（環境保全に関するもの）
（愛知県内に存在しない区域） ・自然公園法 国立公園 ・種の保存法 生息地等保護区（監視地区）		
事項	種の保存法	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障
	—	騒音その他生活環境への支障

【 県基準の策定の考え方（案） 】

自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、基準の策定に当たっては、次の考え方を基本として、以下表のとおり各事項を定めたい。

<基本的となる考え方>

- 本県の地域特性を踏まえた安心・安全な再生可能エネルギーの推進
- 本県の自然環境と調和した再生可能エネルギーの推進

基準の種類	設定の考え方
除外区域（促進区域に含めない区域）	環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、以下の区域 <ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めないこととしている区域 ・県内で一律に環境保全のため、開発を特に避けるべきであると認められる区域
考慮すべき区域	環境保全の支障を防止する観点から再エネの立地のために一定の基準を満たすことが法令上必要な区域であって、 県内で一律に環境保全への適正な配慮が必要と認められる区域
考慮すべき事項	環境保全の支障を防止する必要性が高いものの、性質上区域での規制が行われていない事項であって、 県内で一律に環境保全への適正な配慮が必要と認められる事項

＜国＞ 除外区域

自然公園法	国立公園 (特別保護地区、 第1種特別地域)
鳥獣保護管理法	国指定 鳥獣保護区 (特別保護地区)
(愛知県内に存在しない区域)	
・自然公園法	国立公園、国立公園(海域公園地区)
・自然環境保全法	原生自然環境保全区域、 自然環境保全地域
・種の保存法	生息地等保護区 (管理地区)

国基準に準じて除外

(国基準で掲げる区域と同様に規制されている区域)



＜愛知県＞ 除外区域

愛知県立自然公園	県立自然公園 (第1種特別地域)
鳥獣保護管理法	県指定 鳥獣保護区 (特別保護地区)
自然環境保全条例	生息地等保護区 (管理地区)
自然環境保全条例	愛知県 自然環境保全地域 (特別地区)

＜国＞ 市町村が考慮すべき区域・事項

区域	自然公園法	国立公園(上記以外の区域)
	砂防法	砂防指定地
	地すべり防止法	地すべり防止区域
	急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域
	森林法	保安林(環境保全に関するもの)
(愛知県内に存在しない区域)		
・自然公園法 国立公園		
・種の保存法 生息地等保護区(監視地区)		
事項	種の保存法	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障
	—	騒音その他生活環境への支障

国基準の引き上げ

(考慮が必要→除外)



国基準を参考に検討



資料3-2及び3-3の「検討が必要と考えられる県内の区域及び事項」を参考に検討する。

市町村が考慮すべき区域・事項

資料2のP.20, P.21のイメージを参照

考慮事項ごとに次の事項を定める

- ・配慮の考え方(住宅からの距離等)
- ・収集すべき情報、その収集方法

③ 県基準（骨子案）（ご検討いただきたい内容）

第1章 基本的事項

- 1 基準策定の趣旨
- 2 基準の位置づけ
- 3 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類
- 4 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等（特例事項・除外基準）
- 5 基準の考え方

第2章 基準等

- 1 太陽光発電
- 2 風力発電

第3章 基準の追加・見直しについて